

世界の取組の動向について

1. 米国の取組

米国では、1995年に、14の関係省庁・研究機関で構成される内分泌攪乱化学物質関係省庁ワーキンググループ（座長 環境保護庁（EPA））を設置し、施策の調整・情報交換等を図りつつ、内分泌攪乱化学物質問題に取り組んでいる。

EPAでは、1996年8月に制定された修正食品品質保護法（Food Quality Protection Act）及び修正飲料水安全法（Safe Drinking Water Act Amendments）に基づき、「内分泌攪乱物質スクリーニング・試験諮問委員会」（EDSTAC）において検討が行われ、1998年8月に農薬やその他の化学物質で、エストロゲン又はその他の内分泌攪乱作用のある化学物質のスクリーニングプログラムを開発・実施するための報告書を公表した。

EDSTACのスクリーニングプログラムの概要は図 - 4 のとおりである。

現在、プログラムの実施に向けて研究開発が進められているが、米国環境保護庁（EPA）は、議会に対してプログラムの第1段階に当たるハイスループットプレスクリーニングについては、実用化には更なる改良が必要であると2000年8月に報告し、構造活性相関等の代替試験法の開発を行うこととしている。また、2002年までにスクリーニング法を確立し、2003年からスクリーニングを開始することを報告している。

なお、1999年7月には、アメリカの学術研究会議・国立科学アカデミー（NRC・NAS）の専門家委員会が、これまでの研究報告をレビューし、「Hormonally Active Agents in the Environment」を公表した。本報告書では、いわゆるホルモン様作用物質が生殖や発達、神経系、免疫系、悪性腫瘍の発症、ヒトや野生生物に与える影響に関する評価と勧告を行っている。

2. 英国の取組

英国環境省の外庁である環境庁は、1995年1月にライセスターにおいて開催されたワークショップの勧告、国民からの意見等を踏まえて、2000年3月に、環境中に存在する内分泌攪乱化学物質を低減する新たな戦略を発表した。具体的な削減方法は、有害物質に対する汚染低減プログラムの実施 性ホルモンやアルキルフェノール類については水質基準や目標値の設定 産業界に対して自主的な低減策を構築するよう促進 汚染防止対策の設定 排出源からの排出を最小限に食い止めるため、現在の「集中汚染防止管理法」の下で更にできることがあるか検討等を行うこととなっている。

英国環境省においては、更に研究が必要な事項（男性の生殖への影響 生態系における内分泌攪乱 海洋環境における内分泌攪乱）について作業プログラムを設定し、検討を進めている。また、同時にプライオリティリストの作成にも取り組んでいる。

3. 経済協力開発機構（OECD）の取組

1996年11月に、環境安全に関する第25回定期会合において、

情報を提供し活動を調整すること

内分泌攪乱化学物質に関する新たなテスト指針を作成し、既存のテスト指針の見直しを行うこと

加盟国間において、内分泌攪乱化学物質に関するリスク評価手法の整合性を図ること

を目的として、テストガイドラインの確立に着手することとした。

1997年12月には、加盟国の活動を調整し、内分泌攪乱化学物質の試験方法を開発するためにワーキンググループ（EDTA）が設置された。

EDTAにおいては、ほ乳類（人の健康影響）と非ほ乳類（野生生物の生態影響）とを区別して、それぞれ試験法を開発することとされ、いくつかの下部会合で専門家による検討が進められている。これまでのところ、EDTAは1998年3月、1998年11月及び1999年4月に開催されており、第3回EDTA（1999年4月）の会合が開かれた後、1999年5月に鳥類の専門家会合（ドイツ）、2000年1月には第2回バリデーション運営専門家会合（フランス・パリ）、2000年3月には第2回魚類試験専門家会合（東京）が開催され、それらを踏まえて2000年5月には第4回のEDTA会合が開催された。

4. 欧州委員会（EU）の取組

欧州委員会は、内分泌攪乱化学物質問題について国際的に連携・協調して研究等を実施する必要があるとして、1996年12月に英国ウェイブリッジにおいて「ヒト健康と野生生物に対する内分泌攪乱化学物質のインパクト」と題するワークショップをWHO及びOECD等との共催で開催した。

一方、欧州議会においても議論され、同議会は欧州委員会に対して、この問題に関する研究、規制等の検討を早めるよう要請した。

この要請を受けて、欧州委員会に属する毒性・生態毒性・環境に関する科学委員会（CSTEE）は、今後の研究の必要性、国際協力、国民への情報開示等について議論し、1999年3月に報告書を発表した。

欧州委員会は同報告書を受けて1999年12月に「European Commission Strategy For Policy Action」を発表し、短期的・中期的・長期的にとるべき戦略を明確にした。

短期的には内分泌攪乱化学物質の科学的な知見を集積し、物質が同定された段階で、メンバー国に既存の法律を活用することを推奨する。また、効率的に研究を進めるために国際的な協力体制を進める。

中期的には研究を支援し、得られた知見を政策に活かす。加えて代替品の開発等に力を入れる。

長期的には、化学物質について内分泌攪乱作用を考慮した法律を整備するために法改正も念頭におく必要がある。

また、EUは2000年6月に内分泌攪乱化学物質のプライオリティリストに関する報告書（案）をまとめ、生物に対して少なくとも1つの内分泌攪乱作用の証拠が挙げられる物質として、35グループ66物質を選定し、現在EU諸国の意見をきいているところである。

本リストは

試験法が確立した場合に優先的に試験する物質の決定

有害性等について既に法的に規制している又は規制されうる物質の検証

用量・反応関係、曝露源と曝露経路、疫学調査における因果関係等においてギャップがあるため、更に研究やモニタリングが必要である物質の決定

感受性が高い子供など特殊なグループに対して考慮が必要である物質の決定

のために用いることとしている。

なお、2000年9月に開催された第17回のCSTEEの総会では、このプライオリティリストに対して、「物質の選定そのものが非常に困難な作業であるか、あるいは、優先順位をつけること自体に問題をはらんでいる」、「毒性の評価において、内分泌攪乱作用が特別な重要性を持つときにのみ、リスク評価が必要になる。化学物質の他の毒性の無影響量（NOEL：no-observed-effect level）より、内分泌攪乱作用のNOELの方がはるかに高い場合には、問題にする必要はない」などの結論を発表した。

以上の対応方針は、現時点における科学的な知見その他の情報に基づいて判断されたものであるが、今後の調査・研究の進展等によって新たな知見が得られた場合等においては、環境庁はそれらを踏まえてこの方針がより適切なものとなるよう必要な見直しを行うこととしている。